

総行応第38号
平成21年3月31日

各都道府県知事 殿
各指定都市市長 殿

総務事務次官

「地域おこし協力隊」の推進について（通知）

人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域力の維持・強化を図るためには、担い手となる人材の確保が特に重要な課題となっています。一方、生活の質や豊かさへの志向の高まりを背景として、豊かな自然環境や歴史、文化等に恵まれた地域で生活することや地域社会へ貢献することについて、いわゆる「団塊の世代」のみならず、若年層を含め、都市住民のニーズが高まっていることが指摘されるようになってきています。

人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地方自治体が地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることは、このような都市住民のニーズに応えるとともに、地域力の維持・強化に資するものであると考えられます。

このようなことを踏まえ、このたび、地域社会の新たな担い手を外部から確保することにより地域力の維持・強化を図ることとし、別添のとおり「地域おこし協力隊推進要綱」を作成しましたので、各地方自治体におかれましては、「地域おこし協力隊」の推進について格別の配慮をお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村に対し、本通知の趣旨について周知されるようお願いいたします。

地域おこし協力隊推進要綱

第1 趣旨

人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域力の維持・強化を図るためには、担い手となる人材の確保が特に重要な課題となっている。

一方、生活の質や豊かさへの志向の高まりを背景として、豊かな自然環境や歴史、文化等に恵まれた地域で生活することや地域社会へ貢献することについて、いわゆる「団塊の世代」のみならず、若年層を含め、都市住民のニーズが高まっていることが指摘されるようになってきている。

人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることは、都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化にも資する取り組みであり、有効な方策と考えられる。

このようなことを踏まえ、総務省として、第2以下に掲げる取り組み（以下「地域おこし協力隊」という。）の積極的な推進を図るものである。

第2 事業概要

地方自治体が都市住民を受け入れ、地域おこし協力隊員として委嘱し、一定期間以上、農林漁業の応援、水源保全・監視活動、住民の生活支援などの各種の地域協力活動に従事してもらいながら、当該地域への定住・定着を図る取り組みについて、地方自治体が意欲的・積極的に取り組むことができるよう、総務省として必要な支援を行う。

(1) 地域おこし協力隊員

地域おこし協力隊員は、おおむね1年以上3年以下の期間、地方自治体の委嘱を受け、地域で生活し、農林漁業の応援、水源保全・監視活動、住民の生活支援などの各種の地域協力活動に従事する者をいう。

(2) 地方自治体

地方自治体は、独自に広報・募集等の活動を行ったり、NPO法人や大学等の実施する様々な事業を活用したりすることにより、都市住民を受け入れ、当該都市住民を地域おこし協力隊員として委嘱し、地域協力活動に従事させる。

(3) 総務省

総務省は、地域おこし協力隊の推進に取り組む地方自治体（独自の広報・募集等を行うもの、NPO法人や大学等の実施する様々な事業を活用するも

のの双方を含む。) に対して、必要な財政上の支援を行うほか、都市住民の受入れの先進事例・優良事例の調査や、これらの事例の地方自治体への情報提供等を行う。

第3 対象

(1) 「地域おこし協力隊員」

この要綱における「地域おこし協力隊員」とは、以下に該当する者をいう。

- ① 地方自治体から、委嘱状等の交付による委嘱を受け、地域協力活動に従事する者であること。
- ② ①の委嘱に当たり、地方自治体が、その対象者及び従事する地域協力活動の内容等を広報誌、ホームページ等で公表していること。
- ③ 地域協力活動を行う期間は、おおむね1年以上3年以下であること。
- ④ 生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等から過疎、山村、離島、半島等の地域に移し、住民票を移動させた者であること。したがって、同一市町村内において移動した者及び委嘱を受ける前に既に当該地域に定住・定着している者（既に住民票の移動が行われている者等）については、原則として含まないものであること。

なお、委嘱の方法、期間、名称等は、地域の実情に応じて弾力的に対応することで差し支えない。

(2) 「地域協力活動」

この要綱における「地域協力活動」とは、地域力の維持・強化に資する活動をいい、おおむね次に例示するものとするが、その具体的内容は、個々人の能力や適性及び各地域の実情に応じ、地方自治体が自主的な判断で決定するものである。

(地域協力活動の例)

- 農林水産業への従事等
- 水源保全・監視活動
 - ・水源地の整備・清掃活動等
- 環境保全活動
 - ・不法投棄パトロール、道路等の清掃等
- 住民の生活支援
 - ・見守りサービス、通院・買物等の移動サポート等
- 地域おこしの支援
 - ・地域行事、伝統芸能等コミュニティ活動の応援等
 - ・都市との交流事業、教育交流事業実施の応援等
 - ・地場製品の販売その他地産地消の推進のための取り組みの応援等

第4 その他事業推進に当たっての留意事項

- (1) 地方自治体は、地域おこし協力隊員の活動が円滑に実施されるよう、複数人の受け入れを同時に行うとともに、地域おこし協力隊員が地域協力活動を終了した後も定住・定着できるよう地域おこし協力隊員に対する生活支援・就職支援等を同時に進めることが望ましいこと。
- (2) 地方自治体は、地域おこし協力隊員の意向を尊重し、関係する各機関や住民等とも必要な調整等を行ったうえ、あらかじめ地域協力活動の年間プログラムを作成し、地域協力活動の全体をコーディネートするなど、責任をもって地域おこし協力隊員を受け入れること。また、地域おこし協力隊員の活動が円滑に実施されるよう、必要な研修の実施、地域との交流の機会の確保など必要な配慮を行うこと。
- (3) 地域おこし協力隊は、地方公共団体が自主的・主体的に取り組むものであり、総務省はその取り組み実績を事後的に調査のうえ財政上の支援措置を講じるものであること。したがって、国に対する事前の申請等の特段の行為を要しないものであること。
- (4) 「集落支援員」（「過疎地域等における集落対策の推進について」（平成20年8月1日付け総行過第95号総務省自治行政局過疎対策室長通知））は、市町村とともに集落の維持・活性化対策（集落状況の把握、集落点検・話し合いその他の集落対策の推進のサポート等）を担うものであるが、地域おこし協力隊員がその適性と能力に応じ集落支援員を兼ねることも差し支えないものであること（なお、この場合の支援措置はいずれかを選択的に適用することを予定している）。